

# 平成24年度介護技術講習指導者養成研修開催要綱

NPO法人東京都介護福祉士会  
会長 白井 幸久

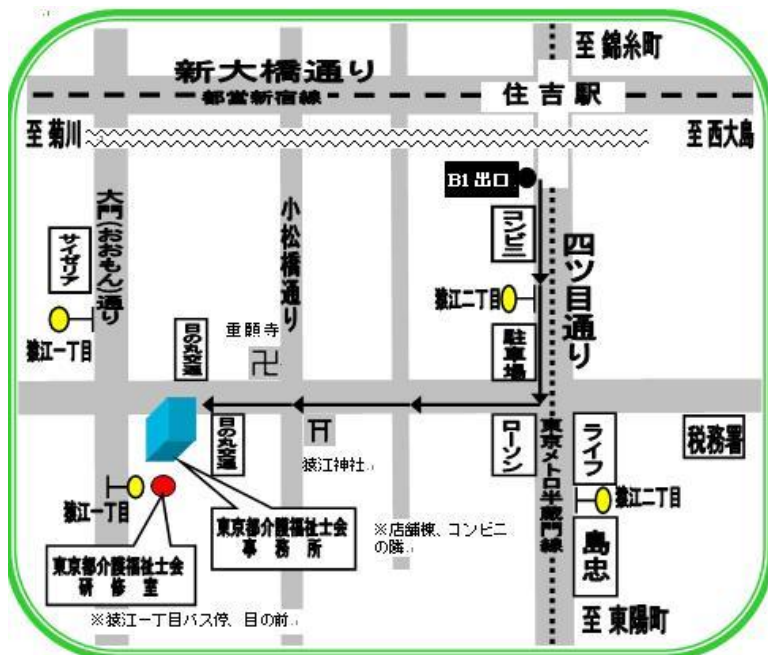
介護福祉士の資格取得方法は従来筆記試験と実技試験に行われてきましたが、厚生労働省は平成17年度から介護技術講習の制度を導入する事を決定。すなわち、筆記試験については従来通りですが、実技についてはあらかじめ、実技試験か介護技術講習のいずれかを選択し、介護技術講習を受講して修了した者には、実技試験が免除されるというものです。

これを受け、東京都介護福祉士会では、下記の日程にて介護技術講習会指導者養成研修を開催いたします。

## 記

- ◇日程・会場 平成25年1月12日(土)13日(日)2日間 東京都介護福祉士会研修室  
〒135-0003 東京都江東区猿江1-3-3 石上ビル1階(下記参照)
- ◇受講資格 「介護技術講習講師の要件(3ページ)」に該当する者。受講に関しましては、受講資格を確認後決定いたします。(介護福祉士の方は原則として入会をしていただきます。)
- ◇定員 22名(会員優先)
- ◇受講料 会員20,000円 非会員33,000円(テキスト3,000円、登録料1,000円を含む)  
(受講が確定された方には受講票が送付されます。受講票記載の指定の口座へお振込みください。)
- ◇宿泊 ※ 宿泊を希望される方は、各自でお手配をお願い致します。
- ◇申し込み FAX・メール又は郵送で申込用紙に必要事項を記入して、資格登録証のコピーを添付の上、下記に送付してください。  
〒135-0003 東京都江東区猿江1-3-7 パーク・ノヴァ猿江恩賜公園102号  
NPO法人 東京都介護福祉士会 宛  
**FAX 03-5624-9650**
- ◇締め切り 12月28日(金)、又は定員になりしだい締め切ります。

## ◇会場地図



【事務所・研修室 交通のご案内】  
◎地下鉄  
都営新宿線・東京メトロ半蔵門線  
「住吉」駅下車 B1出口徒歩7分  
◎都営バス  
(東22) 錦糸町～東陽町(東京駅北口)「猿江二丁目」下車 徒歩5分  
(錦13) 錦糸町～深川車庫前・晴海埠頭「猿江一丁目」下車 徒歩1分  
  
※都営地下鉄新宿線・東京メトロ半蔵門線地下鉄「住吉駅」B1出口を出ましたら、目の前の通り(四ツ目通り)に沿って、右へ歩いて、「ローソン」を右に曲がってください。

- ◇問い合わせ NPO法人 東京都介護福祉士会 阿久津(月～金 9時～18時)  
TEL 03-5624-2821 FAX 03-5624-9650  
E-mail to. kaigo@nifty.com

主催 社団法人日本介護福祉士会

## 平成24年度介護技術講習指導者養成プログラム

<1日目> 1月12日（土）

時間数	講習の項目及び内容	講師名
9:00 30分	開会式・オリエンテーション ○介護技術講習の目的、介護の倫理	調整中
9:30 90分	介護過程の展開 ○介護における目的、ICF、廃用症候群、リハビリテーションの講義の内容及び実施方法	調整中
11:00 90分	○実例に基づく「介護過程の展開」の講義及び演習の内容及び実施方法	調整中
12:30	昼食（40分）	
13:10 60分	コミュニケーション技術 ○コミュニケーションの技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法	調整中
14:10	休憩（10分）	
14:20 120分	移動の介護等 ○社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法 ○安楽と安寧の技法に関する講義及び演習の内容及び実施方法	調整中
16:20	休憩（10分）	
16:30 90分	排泄の介護 ○排泄の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法	調整中
18:00	終了	

<2日目> 1月13日（日）

9:00 90分	衣服の着脱の介護 ○衣服の着脱の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法	調整中
10:30	休憩（10分）	
10:40 90分	食事の介護 ○食事の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法	調整中
12:10	昼食（40分）	
12:50 90分	入浴の介護等 ○入浴の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法 ○身体の清潔の介護に関する講義及び演習の内容及び実施方法	調整中
14:20	休憩（10分）	
14:30 120分	総合評価 ○総合評価の実施方法（オリエンテーションを含む）	調整中

講師は、東京都介護福祉士会会員の介護技術講習会主任指導者が担当します。

## 介護技術講習講師の要件

(1) 主任指導者

- ア 指定養成施設等において専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者
- イ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後、10年以上実務に従事した経験を有する者
- ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められる者

(2) 指導者

高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則として、5年以上の実務に従事した経験を有する者

教育暦	実務経験	講師の要件
0年～ 1年未満	<b>10年以上</b>	「イ」 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後10年以上※ <u>実務</u> に従事した経験を有する者（実技試験委員の要件）
1年以上 2年未満	8年以上 10年未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育暦を軸にして整理</li> <li>○ <u>教育暦1年＝実務経験2年に相当と換算</u></li> <li>○ 実務経験に換算された年数に、実務経験年数を加算</li> <li>○ 加算された年数が「10年」以上であれば「ア」及び「イ」と同等以上の知識及び経験を有するもの</li> </ul>
2年以上 3年未満	6年以上 8年未満	
3年以上 4年未満	4年以上 6年未満	
4年以上 5年未満	2年以上 4年未満	
<b>5年以上</b>	0年～ 2年未満	「ア」 指定規則別表第4に定める専門科目を5年以上教授（指導）した経験を有する者（実技試験委員の要件）

※1 介護福祉士等の「実務」の考え方

介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者の実務経験については、介護福祉士は「介護福祉士」としての、保健師は「保健師」としての、助産師は「助産師」としての、看護師は「看護師」としての、それぞれの資格に係る専門業務の経験をいうものであること。したがって、介護支援専門員等の業務は、「実務」に含まれないこと。

- 主任指導者養成講習及び指導者養成講習の受講要件を満たす時期については、それぞれの講習の受講日において、それぞれの受講要件を満たしていることが必要である。
- 指定規則別表第4に定める「専門科目」とは、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習、介護実習指導の各科目をいう。

